

# ガス燃料船及び液化ガスばら積船のガス燃焼装置に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 B 編, D 編, GF 編及び N 編  
鋼船規則検査要領 D 編, GF 編及び N 編

## 改正事項

ガス燃料船及び液化ガスばら積船のガス燃焼装置に関する事項

## 改正理由

ガス燃料船の液化ガス燃料タンク及び液化ガスばら積船の貨物タンクにおいては、液化した天然ガスを運搬及び使用する際に、ボイルオフガス等の余剰ガスの発生に伴いタンク圧力が上昇することがある。このため、当該タンク圧力を、許容範囲内に保持するために、余剰ガスの再液化、燃焼、蓄圧等の適切な処理が必要となる。

当該処理に用いられるガス燃焼装置（以下、「GCU」という。）については、普及が進みつつあるものの、IGF コード及び IGC コードにおいては、当該装置に関する要件が纏まって規定されてはいない、このため、本会では当該要件を整理して本会規則に規定することを検討してきた。

一方、国土交通省においては、IGF コードに基づき、GCU に関する要件の整理を含む船舶機関規則等に関する船舶検査心得の一部改正が公布され、2018 年 3 月 30 日付で施行されている。

このため、IGC コード、IGF コード及び国土交通省の船舶検査心得を参考に、ガス燃料船及び液化ガスばら積船の GCU に対する要件を整理するとともにガス燃料ボイラ関連の規則と整合すべく、関連規定を改めた。

## 改正内容

主な改正は以下のとおり。

- (1) 鋼船規則 B 編において、ガス燃料船及び液化ガスばら積み船の年次検査、中間検査及び定期検査時に、GCU の安全装置及び警報装置に対する現状検査及び効力試験を行う旨を規定した。加えて、定期検査時に GCU の開放検査を行う旨を規定した。
- (2) 鋼船規則検査要領 GF 編附属書 2A 及び N 編附属書 2A として、ガス燃料船及び液化ガスばら積船の GCU に関する次の要件を規定した。
  - (a) 提出図面及び資料
  - (b) 構造及び設備
  - (c) 制御装置及び安全装置
  - (d) 製造工場、造船所及び海上における試験
  - (e) ガストライアル
- (3) 前(2)の GCU に関する要件との整合を図るべく、ガス燃料ボイラに関する要件を見直した。

## 改正条項

鋼船規則 B 編 2.1.2, 表 B3.7, 表 B5.27, 表 B5.29, 表 B7.1

鋼船規則 D 編 18.4.2

鋼船規則 GF 編 1.1.3, 6.9.4

鋼船規則 N 編 7.4.1

鋼船規則検査要領 D 編 表 D1.1.6-1.

鋼船規則検査要領 GF 編 附属書 2 1.1 から 1.3, 2.2, 3.2.1, 4.3, 4.4, 附属書 2A (新規)

鋼船規則検査要領 N 編 N16.1.1 附属書 2 2.1, 2.2, 3 章, 4 章, 5 章 (削除), 附属書 2A (新規)